

〔参考一〕 「現代かなづかい」に関する主査委員

長報告

安藤 正次

一、

かなづかいに関する主査委員会の経過ならびに審議の結果を御報告申し上げます。

まず申し上げるべきのは、本委員会の組織についてであります。本委員会は、はじめ、有光、時枝、山本、神保、金田一、清水、河合、井手、藤村、小幡、安藤の十一委員で組織されたのでありますが、その後さらに、東条、松坂、佐伯、石黒、岩淵、西尾、服部、宮川の入委員を加えまして、計十九名となりました。主査委員長は皆さまの御推薦によりまして、わたくしがその任に当ることになりました。

委員会は、六月十一日を第一回といたしまして、九月のはじめまでに会合をかさねること十二回、慎重審議の末、ようやく成案を得ましたので、ここにこれを「現代かなづかい」と名づけて、御報告申し上げますと相成ったのであります。本日これについて御報告申し上げますに当りまして、終始一貫、この仕事に御協力をたまわった委員各位をはじめ、幹事書記の方々の御労苦に対して、深い感謝の念を表せざるを得ません。御手もとにごぞいます「現代かなづかい」の一編は、この御労苦の成果にほかならないのであります。

二、

さて、次に申し上げたいのは、本委員会はかなづかいというものをどう考えたか、これが審議に当ってどういう態度をとったか、これが処理についてどういう方針をたてたかということでありませう。

かなづかいの問題は、国語国字に関する他の諸問題と同じく明治初年以來の懸案であり、しかも未解決のまままで今日に及んでいることは御承知の通りであります。国語審議会が今回この問題を取りあげて委員会に付託されるに至りましたのも、これが単に漢字の制限と不可分の関係をもっているということばかりからでなく、これが解決はまた、書き言葉の簡易化の一環として、教育上の負担の軽減、一般民衆の知能の向上に重要な関係をもち、ひいては、国語の改革という大きな問題にも影響を及ぼすがゆえと存ぜられるのであります。この意味において、本委員会もまた、この問題を取りあつかうに当っては、十分になづかいの本質を考慮いたしまして、一面には応急の処理を講じながらも、また他の一面においては、未来への展開に違算のないよう、国語の進運をたすけることのできるようにとの心がまえをたてた次第であります。

まず、かなづかいというものにつきましましては、国語をかなで書く場合の準則がかなづかいであると解する大体論は、おそらく何人も異存のないことと考えますが、その準則のも

とづくところをいずれにおくかを古にもとめるか、今にもとめるかにおいて、諸家の意見はかならずしも一つに帰してないのであります。

現在、学校の教科書などに採用されております、かなづかいは、復古かなづかいかしくは古典かなづかいとよばれておりますように、その準則のよりどころをいにしえにおいております。これは、平安朝の言文二途にわかれなかった時代の文献に見えているかな書きの実績をよりどころとして、帰納的にそれぞれの言葉を書く場合の準則をさだめたものであります。平安朝の言葉に関する限り、これが権威は十分に認められて然るべきであります、さてこれが後代にまでその準則の力をおよぼしうべきかどうかは疑問であります。

これより以前、奈良朝にもその時代の国語を象徴するかなづかいの存在していたことが帰納的に認められております。学者のいわゆる特殊かなづかいの如きは、ことに顕著なものであります、それも、言葉における音韻の識別とその消長を一つにしておりまして、その拘束の力は後代に及んでいないのであります。これが自然の理法であります。

しかしながら、あるいはまた、平安朝のかなづかいは、当代におけるかなの弘通にともなつて定着性をもつようになつたばかりでなく、この時代のかな文化は遠く後世にその影響を及ぼしているから、それらの点から見て、今においてもな

お、この時代のかなづかいは一般の準則として認められる資格をもつという説もあるかも知れません。しかし、平安朝はいかにもかな文学の盛であった時代にはちがひありませんが、それは社会のある階層においてであったといつてもよいのであって、一般の社会人は、日記録体の文章、尺牘往来体の文章あるいは漢詩文などに親しむことが多いというのが当時の実情であったと思われませんが、こういう各種文体の対立とわが国字が元来複国字制で、漢字で書いてもよく、かなで書いてもよく、そのかなも平がな片かなのいずれでもよいことになっていゝのと相まって、かなづかいに定着性を与えるような余裕はなかつたことと考えられます。むしろさういう次第から、書かれた字面と語られる言葉とは常に遊離した状態におかれたので、それゆゑにこそついに言文相わかれることにもなつたのであります。鎌倉時代の普通に定家かなづかいといわれている「行阿仮名文字遣」のできた由来をたずね、またその内容をしらべてみましても、平安朝のかなづかいがこういう王朝文学の勢力圏内にある人々の間にすら、その規範の力をもち得なかつたことが知られます。

さらにまた、このかなづかひの実体が、江戸時代の国学者の研究によつてはじめて明らかにされたことでも、これは裏書きされるのであります。

しかしながら、その江戸時代においても、このかなづかひ

は、わずかに一部の学者の間に信奉者(実践者)をもっていたに過ぎないし、明治時代に入つては、これが学校の教科にとり入れられて久しきにわたること前に述べた通りであります。が、七十年の歳月を経ていくにもかゝらず、まだまだ、かなづかいは定着性をもつことができず、あいかわらず遊離の状態におかれております。

以上のようないろいろの事実を、とり集めて考えてみますのに、わたくしどもは、現代の言葉をかなで書きあらわす場合の準則というものは、現実には何ももっていないといえるかと存じます。今までのかなづかいの準則と認められる、平安朝中期ごろまでの実績をよりどころとしたものは、これが言文二途にわかれた後までもずっと関係をもっているといいたしましても、それは、文語の系統に属すべきものなのであります。したがって現代においても、文語の範囲では今までのかなづかいを認めてよいと存じますが、口語体のものにおいて、今までのかなづかひによるのは不合理であります。その不合理がいろいろの問題を生んで居ります。口語の世界にあっては、口語それ自身のうちに、かなで書く場合の準則がもとめられるべきものと信じます。それが合理的であります。そこで委員会では、現代社会の実情と要求とに應じまして、今までのかなづかひに対して現代文の口語体のものに適用されるべき新しいかなづかひを制定するのがその当を得た

ことと考えたのであります。この制定に当りまして、準則のよりどころを今にもとめ、現代語の音韻意識によって書きわけれることを本体といたしましたことは申すまでもございせん。これを現代かなづかひと名づけましたのもこの意味からであります。

なお本委員会では、かなづかひの上に、字音国語の別を立てないことにいたしました。従来の字音かなづかひは、漢字の一字一字の字音を明らかにするのが主たる目的であるかに見られます。しかし、われわれの準則を見出そうとするのは、ひとしく国語としてうけとられるものについてであり、字音語を特に区別する必要がないからであります。

またここに一言しておくべきことは除外例についてであります。この種の準則には、除外例を設けない方が、とりあつかひの上からも、体制の上からも都合がよいのであります。が、かなづかひのような問題は、冷やかな理論だけで片づけられるものではありません。そこには国民感情や書記習慣の顧慮されなければならぬものがあります。本かなづかひに認めてあります除外例のうちには、伝統的の書記習慣をしばらく存しておくという類のものがあつて、まだ一般的の書記習慣とはならないが、まずこれをとりあげておくという類のものがあり、かならずしも同様ではありませんが、要するにこれは、そこにどれだけかの余裕を存して国民の総意に訴えらる

いう意図に出でたものであります。その余裕は、要するに明日のための余裕であります。

三、

次に申し上げるべきは表記に関する通則についてであります。

表記に関する通則は、長音をあらわす場合拗音をあらわす場合、促音をあらわす場合の三つであります。

まず、長音をあらわすには、古くから、

阿にはア。伊にはヒ・イ。またはハ、

宇にはフ。またはウ。江にはイ・エ。またはヘ

於にはフ・ウ。またはヲ・オ。

をつかっております。このかなづかいでは、

阿にはア。伊にはイ。宇にはウ。江にはエ

於にはウ

を採用することにしたいたしました。これは主として伝統的の書記習慣を考慮したからであります。たゞし於の場合には、ウのほかにはオのつかわれたのもかなり古くからのことでもありますから、ウを書くのを本則としましてオの使用をも認めることにいたしました次第であります。

なお、長音符というべきものにーがあります。これは外国語をかきあらわす場合などに多くつかわれて居りますが、これもある範囲には認めてもよいかと存ぜられます。こうして

国民の選択にまつのも余裕をおくやり方であります。ーの使用も古くその例が無いのではありません。山槐記中山忠親治承二年正月十八日の条に

的懸マートーカケ如此仰也、マ字ト字間長、ト字カ字又同、カケ字サカケサカリ音ニ引ツムケ仰也、不召的懸名、とあります。新井白石は東音譜に側線をつかっております。

送声

送声者送気声也。不可混余声。本音不転以送其氣即送声也。

アイウエヲ カキクケコ

イイイイ

なお、長音のうちで問題となるべきのは、エ列の長音の場合であります。この場合のものは国語ではまれであります。「永遠」、「経営」のごときはエイ・ケイ・エイであるからその通りエイ・ケイ・エイとかくのを本体といたします。

拗音につきましては、や、ゆ、よを右下に小さく書くことを本体といたしました。古くキア、チャなどの例もありませんが、や、ゆ、よの方が普通であります。

拗音のうちにはくわ、ぐわの類がありますが、これは、このかなづかいでは、か、がに統一することにしたいたしました。

促音をあらわすには、やはり普通の慣習に従いましてつを右下に小さく書くことを本体といたしました。

拗音促音を右下に小さく書くことが印刷その他の関係で不可能である場合も考慮されております。

宇列

きゅう	ぎゅう	しゅう	じゅう	ちゅう	にゅう	ひゅう	びゅう	りゅう	きやう	ぎやう	しやう	じやう	ぢやう	ちやう	ねう
きう	ぎう	しう	じう	ちう	にう	ひう	びう	りう	けう	げう	せう	ぜう	でう	てう	
きふ		しふ	じふ		にふ			りふ	けふ	げふ	せふ		でふ	てふ	

ひよう	びよう	みよう	りよう	ひやう	びやう	みやう	りやう	へう	べう	めう	れう	れふ
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----

五、

以上で、一応現代かなづかいに関する御説明を終えたのでありますが、ここに終りにのぞみまして、本主査委員会の当局に対する切なる要望を申し添えておきます。

前にも述べましたように、このかなづかいは、現代語をかなで書く場合の準則たるべきことを期したものでありまして、これが幸いに本総会の御賛同を得、広く世に行われることとなりますれば、書き言葉の簡易化に資することの多きはもちろん、教育上の負担の軽減、社会民衆の知能の向上に多大の影響を及ぼすことは、わたくしどもの深く信じて疑わざるところであります。わたくしどもは、さらにこの新しいかなづかひの制定を機として、このかなづかひに定着性を与え、これをりつぱな現代かなづかひにもり立て、行くことを念願するものであります。現代かなづかひはその準則のよりどころを現代語音にもとめていたのであります。示されている準則は簡単であり、ほとんど迷うところがないといえます。しかし、その簡単なもの、迷なしと思わるもの、かならずしも常にその通りにはなりません。現代語の教育を高め、

乎列

現代語の認識を強めるの要はここにあるのでありますが、うらむらくは、現下のわが国における現代語の調査研究はきわめて貧弱であります。広くこれを国語政策の立場からみましても国語教育の実際からみましてもこれを今日のままだに放任しておくのは文化国家の恥辱であります。標準語制定という大きな問題をはじめ各種の考査を要する問題が山積いたして居ります。それらの問題の基礎となるべき調査研究はゆるがせにすべきではありません。わたくしは端的に申し上げます。わたくしどもは、政府当局が速やかに有力な現代語の調査研究機関の設立に着手されることを要望するのであります。しかもこれは総合的の体制をそなえたものでなければならぬと存じます。これが根本の問題であります。以下申し述べる事からは、これからみますれば枝葉のことではあります。これが、これまた急を要する意味において申しそえることいたします。

その一つは、現代かなづかいは、文法体系に関係をもつことが少くないのでありますから、従来の口語文法の改訂について応急の処置を講ぜられたいこと。

その二つには、外国語をかなで書く場合の準則はこれに含まれていませんから、それについては別途委員会を設けて然るべく制定の方法を講ぜられたいこと。すでに国語になりきっている外来語が、現代かなづかいによるべきことはいうま

でもありません。

その三つは、送りがな法、わかち書き法、句読法などの制定もまた閉却されるべきでないこと等であります。